処分基準整理票

尼 刀							
処分の内容		蓮田市立学校施設利用許可の取消し					
根拠法令及び条項		蓮田市立学校施設開放実施要綱第9条					
	■ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) □ 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)						
	公表	表 ■ する □ しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第 号に該当)					
【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 蓮田市立学校施設開放実施要綱 (利用許可の取消し) 第9条 教育委員会は、学校施設の利用を許可した場合において、次の各号のいずれかに該当するときはその利用許可を取消すことができる。 (1) 公用または、公共の用に供する必要が生じたとき。 (2) 不正の行為により申請し、または許可を受けたとき。 (3) 利用の権利を他人に譲渡したとき。 (4) その他教育上または学校施設の管理上支障があるとき。							
処 分 基 準設定年月日		平成9年10月1日	処 分 基 準 最終変更年月日	年	月	日	
所管部署		蓮田市教育委員会生涯学習部社会教育課					
備考							

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。